備える 3.11から 災前の策　第118回　想定シリーズ⑰ 災害時要援護者

高齢者らの情報共有を

名古屋大減災連携研究センターの協力の下、南海トラフ巨大地震が発生した場合を想定するシリーズ。今回は「災害時要援護者」を取り上げる。二〇一一年三月の東日本大震災では、六十五歳以上が死者数の六割を占め、中には要援護者を助けに行って犠牲になったケースもあった。避難に助けが必要な人の情報を地域住民で共有し、避難時の役割分担を決め、訓練しておく必要がある。

（戸川祐馬）

切り取って保存してください

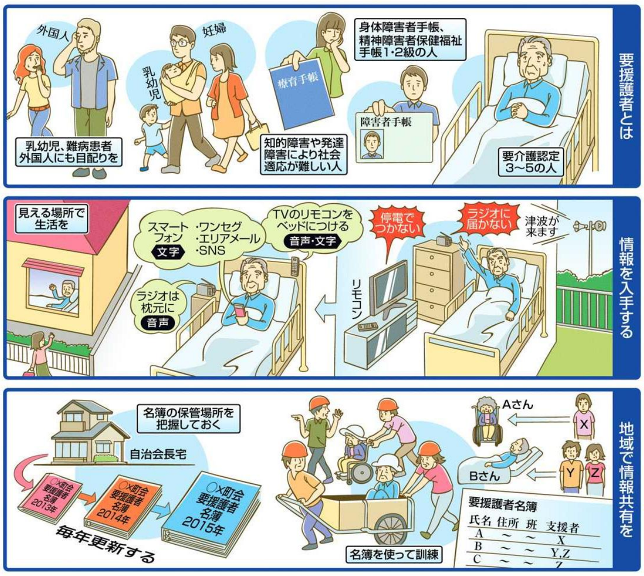
要援護者とは
外国人
妊婦
乳幼児
乳幼児、難病患者
外国人にも目配りを
療育手帳
知的障害や発達
障害により社会
適応が難しい人
身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉
手帳1・2級の人
障害者手帳
要介護認定
3～5の人
情報を入手する
見える場所で
生活を
スマート
フォン
文字
・ワンセグ
・エリアメール
・SNS
TVのリモコンを
ベッドにつける
音声・文字
ラジオは
枕元に
音声
リモコン
停電で
つかない
ラジオに
届かない
津波が
来ます
地域で情報共有を
名簿の保管場所を
把握しておく
自治会長宅
○×町会
要援護者
名簿
2013年
○×町会
要援護者
名簿
2014年
○×町会
要援護者
名簿
2015年
毎年更新する
Aさん
Bさん
X
Y
Z
要援護者名簿
氏名 住所 班 支援者
A ～ ～ X
B ～ ～ Y,Z
C ～ ～ Z
名簿を使って訓練

イラスト・井上彰吾

平日の午後二時。スーパーで買い物を終えた三重県南部に暮らす備林泰子さん（五五）は、激しい揺れを感じた。とっさに、自宅にいる義父、好男さん（八六）のことが心配になった。

好男さんは「要介護3」（メモ①）。一人で立ち上がることができない。介護ヘルパーが来ないこの日、泰子さんは居間で昼寝する好男さんを残し、夕飯の買い出しに出た。「すぐに戻るから」。そうつぶやくと、自転車のペダルをこいだ。

地震が起きた時、エアコンの効いた部屋で寝ていた好男さん。激しい揺れで目覚めたが、枕元にあるはずのラジオは揺れでどこかに行ってしまった。停電でテレビはつかない。防災行政無線で何か流れているが、部屋が閉め切ってある上に耳が遠くて聞こえない。

そこへ、泰子さんが息を切らせて戻ってきた。家に入るなり、「津波が来るんだって！」。「津波」と聞いて動揺した好男さん。泰子さんに両脇を抱えられても、立ち上がれない。

「誰か助けに来て」と焦る泰子さん。夫や、デイサービスを受けている介護施設に電話しようとしたが、電話が使えない。「あと二十分で津波が来ちゃう」

◇

「津波が来ます。高台の小学校へ逃げて！」。消防団員が呼び掛ける中、自治会長の備和留夫さん（六七）の脳裏には、寝たきりや足の不自由な高齢者の顔が次々と浮かんだ。「一体、誰を助けに行けばいいのか」

東日本大震災後、「地域で要援護者名簿（メモ②）を作成しよう」との声が出た。だが、「個人の立ち入った話を共有するのは気が引ける」「自治会で個人情報を預かるのは何かあったときを考えると不安」といった意見が大勢を占め、名簿作りに踏み切れなかった。備和さんは悔やんだ。「名簿を作って、訓練しておけば良かった…」

◇

「会長さん、何ぼうっとしているの。備林さんがまだ避難してないって」

備和さんは、近所の人の声でわれに返り、備林さん宅に駆けつけた。「そういえば、昼はいつも居間にいるって言ってたな」。廊下を進むと、途方に暮れる泰子さんと好男さんがいた。数人で好男さんを抱き上げて外に運び出し、好男さんがかつて農作業に使っていたリヤカーに乗せた。

だが、ブロック塀が道路に崩れたりアスファルトが割れていたりで、なかなか進めない。防災行政無線の屋外スピーカーからは、津波警報のサイレンが鳴り続ける。「あ、何か聞こえる」。高台の小学校のグラウンドにたどりついた時、一人の男性が振り返った。遠くに真っ黒な津波が押し寄せてくるのが見えた。

訓練で要援護者をリヤカーに乗せて避難する人たち。地域で要援護者の情報を共有すると円滑な避難ができる＝名古屋市南区道徳新町で

メモ① 国が2000年に始めた介護保険で、介護サービスは利用者の心身の状態に基づいて、居住する自治体から7段階に分類される。心身の症状が軽い順に要支援1～2、要介護1～5。要支援は、立ち上がりなどの動作に何らかの介助が必要で、予防的なサービス利用による心身の状態の改善が見込まれる場合。中度の要介護3は、排せつや着替えなどが難しいケース。重度の要介護5は、寝たきりなどにより、常に生活のすべてに介助が必要。

メモ② 高齢者や障害者など災害時に避難行動に支援を必要とする人の情報をまとめた台帳が要援護者名簿。名前、住所、年齢、血液型、飲んでいる薬、避難先で必要とするものなどの要援護者情報と、助けに行く人の名前、住所、要援護者との続柄などの支援者情報を盛り込む。災害対策基本法では、地方自治体に名簿の作成を義務付けている。記載内容は自治体によって異なる。

「知られたくない」人も

地域で状況把握 難しく

第一生命保険が二〇一二年十二月、全国の障害がある人（障害手帳を所持）二百八十五人と要介護の人（要支援または要介護認定あり）の家族四百五十七人を対象に行ったアンケートでは、要援護である状況を近所に「知られたくない」と考えている人が少なからずいることが浮き彫りになった。

障害がある人については「あまり知られたくない」が30％、「知られたくない」が10％で、計四割の人が認知されることを拒んでいる。要介護の人も計14％に上ったが、障害のある人に比べて抵抗感が少ないことが分かる。

実態を見ても、障害がある人については60％以上の人が「近所は（あまり）知らない」と回答。要介護者でも、35％が近所に状況を認知されていないと感じており、地域で要援護者の情報を共有する難しさを表す結果となっている。

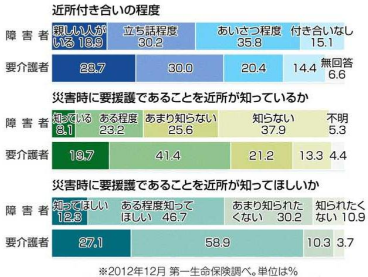

※2012年12月 第一生命保険調べ。単位は％
※サンプル数は「障害者」が285人、「要介護者」が457人

名古屋大減災連携研究センター協力企画

教えて、センセイ！

窪田由紀教授

（臨床コミュニティ心理学）

各自の避難準備 具体的に

東日本大震災では、いったん安全なところに避難しながらも体が不自由な家族を助けようと家に戻ったり、ヘルパーらが日頃訪問している要援護者のもとに向かったりして、津波にのまれて命を落とした例が、少なからず報告されています。**こうした悲劇を少しでも防ぐには、あらかじめ避難に支援を必要とする人の所在についての情報を共有し、具体的に誰がどのように動くかをシミュレーションしておくことが重要です。**

国は二〇一三年、災害対策基本法を改正し、市町村に対して「避難行動要支援者」の名簿を作成することを義務付けました。避難行動要支援者としては、好男さんのように耳が聞こえにくくて災害の状況や避難に関する指示などの情報を収集できない人、避難の必要性や方法を判断できない人、体が不自由で避難行動をとることが難しい人などが想定されています。

心身ともにどんなに健康な人であっても、突然大きな災害に見舞われると気が動転してしまいます。まして、心身に不自由さがある人たちは、いつもと異なった事態に動揺し、日頃は無理なくできることができなくなるようなことも、当然起こり得ると考えておく必要があります。

実際に災害が発生したとき、名簿を役に立てるためには、こうした人たちの避難を支援することになる消防、警察、自主防災組織などに前もって名簿を提供し、民生委員などが中心となって平常時から一人一人の避難方法について具体的に話し合っておくことが求められます。そのような過程を通して、避難時に支援を必要とする人とその家族、地域の支援者が日頃から顔見知りとなり、安心して相談できる関係を築いておくことが、スムーズな支援を可能にします。

一方で、精神障害や発達障害がある人とその家族の中には、地域から偏見の目で見られることを恐れて、情報の提供に積極的になれない人がいることも十分、考えられます。こうした人たちの安全な避難の実現のために、自治体は障害についての正しい知識と理解の普及に努めることも併せて取り組んでください。

とはいえ、どんなに備えていたからといっても、全ての人の安全が確保されるわけではないのも事実です。東日本大震災では、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は二百八十一人、民生委員は五十六人に及びました。**私たちは被害を限りなく少なくするために各自懸命に備えつつも、どこかで、まずは一人一人の安全確保が最優先であるという覚悟を決めておく必要もあるでしょう。**

(c).中日新聞社　無断転載、複製、頒布は著作権法により禁止されています